

新旧对照表

(新)

第1条～第13条 (略)

(旧)

第1条～第13条 (略)



別表第1(第1条、第3条関係)

補助金の種別	農地集積促進事業費
交付要件	交付を受けようとする年度において、中心経営体への農地集積率が55%以上(交付割合が6.5%以上となる場合は、国が設定する中心経営体集積率(別表第2)を満足すること。)かつ、基盤整備関連経営体育成等促進計画の目標を達成する見通しが立つこと。
交付割合	当該事業の地元負担率又は国が設定する交付率(別表第2)のいずれか低い値(a)
補助金の額	当該事業の着工年度から完了年度までの累計年度事業費×a以内
交付対象	地元負担金の元金償還費(交付年度の前年度までに償還した元金を除く。)
交付時期	交付要件を満たすことを確認した年度の翌年度又は翌年度及び翌々年度
補助率	補助対象事業費の10分の7.5以内 ただし、別表第3の地域等にあつては補助対象事業費の10分の7.75以内

別表第2 (略)

別表第3(第1条、第3条関係)

地域等
(1) 離島(離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。)
(2) 半島(半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された半島をいう。)
(3) 振興山村(山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。)
(4) 過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。))を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。))を含む。をいう。)
(5) 特定農山村地域(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。)
(6) 急傾斜地帯(旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和27年法律第135号)第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域(水田地帯を除く。))をいう。)
(7) 指定棚田地域(棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。)

別表第4 (略)

別表第1(第1条、第3条関係)

補助金の種別	農地集積促進事業費
交付要件	交付を受けようとする年度において、中心経営体への農地集積率が55%以上(交付割合が6.5%以上となる場合は、国が設定する中心経営体集積率(別表第2)を満足すること。)かつ、基盤整備関連経営体育成等促進計画の目標を達成する見通しが立つこと。
交付割合	当該事業の地元負担率又は国が設定する交付率(別表第2)のいずれか低い値(a)
補助金の額	当該事業の着工年度から完了年度までの累計年度事業費×a以内
交付対象	地元負担金の元金償還費(交付年度の前年度までに償還した元金を除く。)
交付時期	交付要件を満たすことを確認した年度の翌年度又は翌年度及び翌々年度

別表第2 (略)

別表第3 (略)